

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（車両整備等に係る技術の共有と支援、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通電子データ交換の構築支援、IT人材の育成支援、等）
- c. グリーン化の取組（エコアクション2.1に係るノウハウの提供、ライトダウンキャンペーン 等）
- d. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、等）
- e. 地域貢献（農園事業による子ども食堂への寄付、フードドライブ 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

当社と取引先の皆様との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先の皆様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先の皆様には少なくとも年に1回以上の労務費を含めた価格転嫁の必要性についての協議を呼びかける文書を送付します。取引先の皆様から、協議の場を設ける要請があった場合には、取引先の皆様の適正な利益を含み、取引先の皆様の労働条件の改善が可能となるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で十分に協議して決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持に契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先の皆様に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先の皆様にとり取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年8月17日

株式会社 シュテルン千葉

代表取締役 社長 大木 康正

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。